

四国中央市シティプロモーション推進事業費補助金交付要綱

令和8年3月30日

告示第95号

(目的)

第1条 この告示は、民間団体等が実施するシティプロモーション推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で四国中央市シティプロモーション推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、官民連携による魅力発信及びにぎわい創出環境の構築を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1号対象者 市内に活動拠点を有する団体であつて、次のいずれにも該当するもの
ア 3人以上で構成され、構成員の3分の2以上が市民(四国中央市自治基本条例(平成19年四国中央市条例第32号)第2条第1号に規定する市民をいう。)であること。
イ 営利を目的としていないこと。
- (2) 第2号対象者 市内に事務所を有する事業者であつて、次のいずれにも該当するもの
ア 四国中央市シティプロモーションロゴマーク及びスローガンの使用に関する要綱(令和6年四国中央市告示第131号)第7条の規定による使用の承認の通知を受けたもの
イ 市税等の滞納がないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助率、限度額、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)等は、別表に定めるとおりとする。

2 別表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 当該年度に国又は県その他の地方公共団体から補助等を受けている事業
- (2) 四国中央市暴力団排除条例(平成23年四国中央市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者が関与している事業
- (3) 宗教活動又は政治活動(選挙活動を含む。)を目的とする事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業

3 別表の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 団体又は企業の管理運営費等の経常的な経費
- (2) 飲食を目的とする経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める経費

(事業計画書等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、シテ

イプロモーション推進事業費補助金事業計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、又は市長が別に指定する専用入力フォームから電気通信回線に接続している電子計算機を利用し、次に掲げる書類の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3号の書類のうち市税等の滞納がないことを証するものについては、申請者の同意を得た上で市長が公簿等により内容を確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 第2条各号のいずれかに該当することを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による計画書の提出は、一の補助対象者につき、一の年度1回限りとする。
(審査及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定による計画書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(手続等)

第6条 補助金の交付その他の手続等は、四国中央市補助金等交付規則(平成16年四国中央市規則第49号)の定めるところによる。

(事業報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けたものに対し、当該事業の報告を求めることができる。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業			補助率	限度額	補助対象者の区分	補助対象経費
1	インター プロ モーション事 業	学校連携による若 年層主体事業	5分の4	50万円	第1号対 象者	(1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 委託料 (6) 使用料及 び賃借料 (7) その他市 長が必要と 認める経費
		若年層が参画する 市民向けにぎわい 創出イベント開催 事業	2分の1	10万円	第1号対 象者	
2	アウター プロ モーション事 業	若年層が参画する 全国大会等のイベ ント開催事業	5分の4	50万円	第1号対 象者	(1) 企画デザ イン費 (2) 製作費 (3) その他市 長が必要と 認める経費
		都市部イベント等 への「おりなすロ ゴ」付特産品等出 展事業	2分の1	10万円	第2号対 象者	
3	市ブラ ンドイ メージ 発信事 業	自社製品等への 「おりなすロゴ」 活用事業（パッケ ージ製作等）	2分の1	10万円	第2号対 象者	(1) 企画デザ イン費 (2) 製作費 (3) その他市 長が必要と 認める経費

備考 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第4条関係）

シティプロモーション推進事業費補助金事業計画書

年 月 日

四国中央市長 様

申請者住所
申請団体名
団体代表者氏名
連絡先

下記のとおり事業を実施したいので、四国中央市シティプロモーション推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により提出します。

記

1 事業名

2 補助対象者の区分（該当するものに○印を記入）

（ ） 第1号対象者

（ ） 第2号対象者

※市税等の滞納の状況を市長が公簿等により確認することについて（同意します）。

3 補助対象事業の区分（該当するものに○印を記入）

(1) インナープロモーション事業

（ ） 学校連携による若年層主体事業

（ ） 若年層が参画する市民向けにぎわい創出イベント開催事業

(2) アウタープロモーション事業

（ ） 若年層が参画する全国大会等のイベント開催事業

（ ） 都市部イベント等への「おりなすロゴ」付特産品等出展事業

(3) 市ブランドイメージ発信事業

（ ） 自社製品等への「おりなすロゴ」活用事業（パッケージ製作等）

4 補助要望額 円

事業費総額 円

5 添付書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 要綱第2条各号のいずれかに該当することを証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

事業名	
実施期間又は 実施日	
実施場所	
事業目的	
事業内容	
事業効果	

様式第3号 (第4条関係)

収支予算書

1 収入の部

区 分	金 額	備 考
	円	
合 計	円	

2 支出の部

区 分	金 額	備 考
	円	
合 計	円	